

9. 港湾運送事業関係料金

(1) 港湾荷役料金（船内・沿岸一貫荷役料）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

港湾荷役料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可（平成7年8月12日実施）の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受た場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II 料金の種類及び額

1 基本料金

（1トンにつき、単位 円）

品 目				金 額		
				接岸本船←→ 上屋・野積場内	接岸本船←→ 上屋・野積場前	
ユニ タイ ズ 貨 物	コ ン テ ナ	実 入		1,193	1,066	
		空		1,014	905	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		2,305	1,993		
	ノックダウン自動車及び完成車 （重量5トン未満または容積トン20未満のもの）		1,803	1,653		
	完成車（重量5トン以上または容積20トン以上のもの）		2,524	2,298		
包 装 品	袋 物		3,156	2,883		
	ベ ー ル 物		3,071	2,802		
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		3,460	3,183	
		機械類（1個当り5トン以上のもの）		2,524	2,298	
		青果類		2,594	2,355	
冷凍品・冷蔵品		—	5,006			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			2,378	2,199	
	巻 取 紙（内地産）			1,908	1,706	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1,739	1,563
				北洋材	2,361	2,188
			製 材		1,870	1,689
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			2,803	2,520	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		2,700	2,467	
		鋼管（口径12インチ以上のもの）		2,297	2,100	
		コイル		2,297	2,100	
石 材			2,751	2,556		

品 目		金 額	
		接岸本船←→ 上屋・野積場内	接岸本船←→ 上屋・野積場前
撒 貨 物	小 麦	1,861	1,667
	肥料原料	1,861	1,667
	鉍礦石(粉)	1,861	1,667
	鉍礦石(塊)	2,578	2,347
	特殊鉍礦石	2,578	2,347
	砂 糖	2,493	2,312

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内 ←→ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、併付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

② 「接岸本船内 ←→ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上については基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

- ① 3か月以上の長期契約があること
- ② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。 (1口1時間につき、単位 円)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半夜(16時30分 ～21時30分)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。 (1口1時間につき、単位 円)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半夜(16時30分 ～21時30分)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律） 1トンにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律） 1トンにつき 3円
(3) 労働安定基金	各貨物（一律） 1トンにつき 7円

7 消費税の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。
- (3) 消費税導入に伴う加算については
(ア) 料金の総額に10%を乗じて計算します。

9 その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(2) 港湾荷役料金 (船内荷役料)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

港湾荷役料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可(平成7年8月12日実施)の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び額

1 基本料金

(1トンにつき、単位 円)

品		目		金額	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実入		586	
		空		498	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,412	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満または容積トン20未満のもの)			1,110	
	完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの)			1,465	
包 装 品	袋物			1,885	
	ボール物			1,813	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		2,185	
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		1,465	
		青果類		1,469	
冷凍品・冷蔵品		3,713			
有 姿 貨 物	タイヤ			1,561	
	巻取紙(内地産)			949	
	木 材	水落とし物	原木		639
		岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	902
				北洋材	1,574
			製材		1,019
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,466	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,619	
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル		1,378	
	石材			1,868	
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			938	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			1,496	
	砂糖			1,674	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

- ① 3か月以上の長期契約があること
- ② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。（1口1時間につき、単位 円）

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半夜(16時30分 ～21時30分)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき、単位 円)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半夜(16時30分 ～21時30分)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業あるいは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

7 消費税導入に伴う料金の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9 その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

船内荷役料金の別掲料金

平成7年8月12日実施

1 ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金

(1碇泊、1船艙につき)

区 分	昼 間	夜 間
2,000G/T未満	5,950円	8,370円
2,001~4,000 G/T	8,960円	12,540円
4,001~6,000 G/T	14,940円	20,950円
6,001G/T以上の一般貨物船	29,940円	41,950円
外国撒貨物船	35,960円	50,330円
スチールハッチ装備船(自動開閉式に限る) 中蓋開閉作業を行った場合	5,950円	8,370円

備 考

- ① 碇泊中船長の命令、天候その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し、港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。
- ② 特殊船艙(デーブタンク、冷蔵庫等)の当該料金は実作業時間に対し港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。
- ③ 本船乗組員により本作業が行われた場合は、その所要時間に対し港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

2 スタンバイギヤー手伝料金伝料金

(1碇泊、1船艙、1セットにつき)

区 分	昼 間	夜 間
デリックの上下およびトリミング	39,800円	59,500円
トリミング	23,670円	35,210円

備 考

但し、本船乗組員により本作業が行われた場合、又は中間時に当該作業を行った場合は、その所要時間に対し、港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

3 スーパーバイザー及びエキストラレバー料金

(1人につき)

区 分	昼 間	夜 間
スーパーバイザー	37,670円	55,400円
エキストラ レバー料金(1人につき)	32,010円	47,090円

備 考

予約取消の場合は荷役開始1時間前までは本料金の6割、それ以後は10割増を申し受けます。

4 待機料金

(1口1時間につき)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半夜(16時30分 ～21時30分)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760
深夜(21時30分 ～03時00分)	54,970	84,280	113,590	142,920	164,890

備考

川崎港においては原則として、標準ギャングサイズ(15.5人)を適用します。
但し特殊貨物の場合は、別途事前協議とします。

5 船内荷役の最低料金

(1口につき)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
深夜(21時30分 ～03時00分)	430,290	659,740	889,170	1,118,630	1,290,770

備考

荷役中止、半端作業又は船型、貨種による荷役能率低下等によって、その請求額が上記の金額に満たない場合は、その請求額を含めて、上記の金額を申し受けます。

6 フォークリフト使用料金

(1台1時間につき)

区分	昼間	夜間
2.5トンまで	5,420円	7,080円

備考

- ① 委託者の要求により本船艙内において使用する場合に適用します。
- ② 最低料金は4時間分を申し受けます。
- ③ 2.5トン以上のフォークリフトを使用する場合、及び沖荷役に使用する場合の運搬費は実費を申し受けます。

7 割増料金

- (1) 深夜荷役(21時30分から3時まで)は基本料金の1.3割増とします。
- (2) 港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)Ⅱ-4.5.の諸料金、並びに別掲料金についても、土曜日割増(6割)、祝祭日割増(1.0割)を申し受けます。

8 危険品の取扱について(1トンにつき)

危険品の取扱は下記によります。但し、分類は検数料金表の付帯作業料金中の甲、乙、丙、分類表を適用します。

甲 類	5,391円
乙 類	4,182円
丙 類	2,522円

9 料金表の基本料金適用品目限定取扱要領

- (1) 袋物の適用品目：穀飼類、塩、砂糖、セメント肥料類、曹達類、の紙、ビニール入り及び小麦、ミール、ビートパルプ、ふすまの麻袋入りに限定し、その他の袋物貨物は雑貨を適用します。
- (2) ベール物の適用品目：綿花、羊毛、麻類に限定し、その他のベール物は雑貨を適用します。
- (3) 鋼材の適用品目：鋼材の有姿貨物に限定し、包装品は雑貨類を適用します。

10 荷繰作業料金

作業形態	料金内容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金+船内荷役料金
はいけ使用による作業の場合	船内荷役料金+はしけ運送料金+船内荷役料金
岸壁利用による以作業の場合	船内荷役料金+沿岸荷役料金+船内荷役料金

備 考

本料金は荷繰作業を行った場合に適用します。

なお、本料金には、それぞれの作業形態に応じて、港湾荷役料金（船内荷役料金、沿岸荷役料金）、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

11 本船直移し作業料金

作業形態	区 分	料金内容
甲本船から乙本船への直移し作業	両船とも500総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金+船内荷役料金
	いずれか一方が500総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金+(船内荷役料金×1/2)

備 考

本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金等を適用します。

12 本船直移し作業料金

別途協議

13 荷役手配の事項

- (1) 昼間荷役の手配申し受けは、原則として前日の15時までとします。
- (2) 夜間荷役の手配申し受けは、原則として当日の15時までとします。
- (3) 月曜日昼間荷役の手配申し受けは、原則として土曜日の15時までとします。

14 作業に従事する時間帯

第一部 …………… 8時30分より16時30分
 第二部 …………… 19時00分より翌朝3時00分
 但し、祝日の荷役は8時30分より15時30分とします。

15 昼間、半夜、深夜の区別

昼 間 …………… 8時30分より16時30分
 半 夜 …………… 16時30分より21時30分
 深 夜 …………… 21時30分より 3時00分

(3) 港湾荷役料金 (沿岸荷役料)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

港湾荷役料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可(平成7年8月12日実施)の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

この港運荷役料金(沿岸荷役料)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び額

1 基本料金

(1トンにつき、単位 円)

品 目				金 額		
				接岸本船船側 ・船内 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側 ・船内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ		実 入	670	536	
			空	569	455	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,014	811	
	トラック自動車及び完成車(重量5ト未満又は容積20ト未満のもの)			788	630	
	完成車(重量5トン以上または容積20以上のもの)			1,192	954	
包 装 品	袋 物			1,437	1,150	
	ボール物			1,420	1,136	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1個当り5ト未満のもの)		1,457	1,166	
		機械類(1個当り5ト以上のもの)		1,192	954	
		青果類		1,262	1,010	
冷凍品・冷蔵品		—	1,556			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			942	754	
	巻取紙(内地産)			1,059	847	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	929	743
				北洋材	911	729
			製 材		949	759
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,484	1,187	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,223	978	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)		1,040	832	
		コイル				
石 材			1,028	822		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			1,021	817	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			1,218	974	
	砂 糖			950	760	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内・はしけ内↔上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船内↔上屋・野積場内」の場合

(揚荷)本船船側のある貨物を、上屋・野積場内へ移送、併付けるまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内↔上屋・野積場内の場合

(揚荷)はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、併付けるまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し、積付けるまでの作業。

② 「接岸本船内・はしけ内↔上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船側↔上屋・野積場内」の場合

(揚荷)本船船側のある貨物を上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物を本船船側に移送する作業。

(ロ) はしけ内↔上屋・野積場内の場合

(揚荷)はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物をはしけの内へ移送し、積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、それらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの料金を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上については、基本料金の7%に相当する金額を当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割り引きます。

① 3か月以上の長期契約があること。

② 1か月間に2回以上の反復継続の引受けがあること。

③ 1回あたりの荷役量が3,000トンを超えること。

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき、単位 円)

昼 夜 区 分	1口の作業員構成員数による区分					
	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分 ～16時30分)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半夜 (16時30分 ～21時30分)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき、単位 円)

昼 夜 区 分	1口の作業員構成員数による区分					
	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分 ～16時30分)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半夜 (16時30分 ～21時30分)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6 上屋出しコンテナ詰又はコンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に併付けるまでの作業。

（1トンにつき 単位 円）

区 分	金 額
袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 4 7 3
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 2 1 7
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類 (1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 9 8 6

7 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業料金を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9 はい替え作業料金

本料金は、貨物のはい替え作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10 上屋保管作業料金

（1日1トンにつき、単位 円）

区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コ ン テ ナ (野 積 場)	1 3	9
織 維 原 料 類	5 7	4 3
青 果	5 7	4 3
窯 製 品	6 8	5 7
そ の 他 の 貨 物	1 0 0	8 1

- (注) 1 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 2 コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
 3 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11 分 担 金 等

区 分	金 額		
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物 (一律)	1トンにつき	4円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物 (一律)	1トンにつき	1円50銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物 (一律)	1トンにつき	3円50銭

12 消費税の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

1 3 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

1 4 その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

沿岸荷役料金の別掲料金（川崎港）

平成7年8月12日実施

1 上屋山側入出料金

上屋・野積場山側入れ又は、出し料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

車 側 ←—————→ 上屋・野積場内

- (入) 車側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、はい付するまでの作業
- (出) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、車側まで移送する作業

一般貨物	上屋内料金の8割
撒貨物	上屋内料金の3割

ただし、撒貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類は、一般貨物の料金を適用します。

2 トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金のⅡ－(1)－②及び別掲料金1に選考又は、後続して行われる車積、車卸作業に適用し、上屋内料金の4割以内とします。

(備考) 別掲1、2の料金に対しては、沿岸荷役料金のⅡ－2割増料金、Ⅱ－3割引料金及びⅡ料金の適用方の規定を準用します。

3 エキストラレバー料金（1人につき）

昼 間	夜 間
32,010円	47,090円

- 4 委託者の都合により、トラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は別途実費を申し受けます。

(4) 港湾荷役料金 (小型船荷役料)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

港湾荷役料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可(平成7年8月12日実施)の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内↔上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内↔上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合には、当港において適用される港湾荷役(船内荷役料金)又は、港湾荷役(沿岸荷役料金)を適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内↔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

品 目		金 額				
		本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前			
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	785	728		
		空	666	618		
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		1,891	1,754		
	トラック自動車及び完成車(重量5トン未満又は容積20トン未満のもの)		1,481	1,374		
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		2,058	1,895		
包 装 品	袋 物		2,582	2,386		
	ベール物		2,510	2,316		
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		2,851	2,652	
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		2,058	1,895	
		青果類		2,109	1,937	
冷凍品・冷蔵品		—	4,218			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1,968	1,840		
	巻取紙(内地産)		2,259	1,169		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1,400	1,274
				北洋材	1,959	1,834
			製 材		1,513	1,384
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		2,258	2,056		
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,898	1,795	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,614	1,526	
石 材		2,290	2,150			
撒 貨 物	小 麦		1,494	1,356		
	肥料原料 鉍礦石(粉)					
	鉍礦石(塊)		2,103	1,937		
	特殊鉍礦石					
砂 糖		2,070	1,941			

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

品 目				金 額		
				本船内 ←→ 上屋・野積場内	本船内 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コ ン テ ナ		実 入		7 8 1	6 2 5
			空		6 6 3	5 3 0
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1, 1 8 2	9 4 5	
	トラック自動車及び完成車(重量5ト未満又は容積20ト未満のもの)			9 1 8	7 3 5	
完成車(重量5ト以上又は容積20以上のもの)			1, 3 8 8	1, 1 1 0		
包 装 品	袋 物			1, 6 7 4	1, 3 3 9	
	ペール物			1, 6 5 5	1, 3 2 3	
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1個当り5ト未満のもの)		1, 6 9 8	1, 3 5 9	
		機械類(1個当り5ト以上のもの)		1, 3 8 8	1, 1 1 0	
		青果類		1, 4 7 0	1, 1 7 7	
冷凍品・冷蔵品		—	1, 8 1 2			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1, 0 9 7	8 7 8	
	巻取紙(内地産)			1, 2 3 4	9 8 7	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1, 0 8 2	8 6 6
				北洋材	1, 0 6 1	8 4 9
			製 材		1, 1 0 5	8 8 4
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1, 7 2 9	1, 3 8 3	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1, 4 2 5	1, 1 4 0	
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル		1, 2 1 2	9 7 0	
石 材			1, 1 9 7	9 5 8		
撒 貨 物	小 麦			1, 1 9 0	9 5 2	
	肥料原料					
	鉍礦石(粉)			4 2 0	1 3 6	
	鉍礦石(塊)					
特殊鉍礦石			1, 1 0 6	8 8 5		
砂 糖						

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷)本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、併付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷)本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%割引きます。

4 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律） 1トンにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律） 1トンにつき 3円
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律） 1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律） 1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律） 1トンにつき 1円50銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律） 1トンにつき 3円50銭

5 消費税の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7 その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貨作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(5) はしけ運送料金

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

はしけ運送料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可（平成7年8月12日実施）の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

（1トンにつき、単位 円）

品 目	金 額		
	港 湾 内 運 送		
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1, 258	1, 591	①1, 924 ②2, 258
撒 貨 物	1, 135	1, 469	①1, 802 ②2, 135

* 特定地区：東京港地区は、隅田川勝どき橋上流、荒川葛西橋上流、豊洲運河各地区、横浜港地区は、川崎港、根岸湾地区とします。

指定区間：①東京港と横浜港、川崎港及千葉港との間、②横浜港と千葉港との間とします。

(1) 作業範囲

本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3 はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき、単位 円)

品 目	金額
一 般 包 装 品	1 3 3
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	6 6

(注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増とします。なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

4 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき145円とします。ただし、本料金は、貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5 最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

7 消費税の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9 その他

本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。

- (1) 特殊貨物(海難貨物、変質、発熱、塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物等)及び特殊運送(荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。